平成２３年（フ）第３８４号
神奈川県茅ヶ崎市堤86番地５　コーポエクセル101
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１１号
神奈川県大和市中央５丁目２番25号　ホーユウパレス大和803号
債務者　田村　香織（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市清原台４丁目６番12号、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢2535番地２
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市清原台４丁目６番12号、前住所栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢2535番地２
債務者　小林あきゑ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０７号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静2147番地
債務者　ライコこと　川原井克芳
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１０号
栃木県那須塩原市下永田４丁目４番地622
債務者　高橋　正樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１５号
栃木県大田原市加治屋83番地619　藤川コーポＶ102号
債務者　藤川　光次
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１７号
栃木県鹿沼市松原４丁目234番地
債務者　渡邉　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４７号
東京都町田市木曽東３丁目16番21―312号
債務者　霜越あゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４３号
東京都稲城市矢野口2829番地の６
債務者　佐々木美苗
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３２３号
横浜市旭区南本宿町147番地25
債務者　川合　美樹
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
長野県佐久市中込２丁目10番地14
債務者　上原　　仁
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第４６号
愛知県豊橋市小池町字西海戸35番地
債務者　松野　知子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６８７号
岡山市南区中畦２番地４
債務者　海野　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２８号
岡山市中区倉田620番地　108
債務者　吉田麻益子（旧姓近田）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
岡山市北区宿本町５―６　コーポラス本荘103号室、住民票上の住所岡山市北区庭瀬189番地
債務者　髙山　政行
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部